

# 川崎市立川崎病院チーム医療推進委員会設置要綱

## (目的)

第1条 チーム医療推進委員会は川崎病院のチーム医療に関する事項について審議し、院長に上申する機関である。

## (組織)

### 第2条

(1) 委員会は医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、関係事務職員らによって構成される。

(2) 委員長、副委員長、委員は各科(課)の中から院長が指名する。

## (任期)

### 第3条

(1) 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(2) 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

## (所轄業務等)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる所掌事務等を行う。

(1) チーム医療に関わる業務の運営・管理及び推進に関すること。

(2) 院長からの諮問事項等に関すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項に関すること。

## (会議)

### 第5条

(1) 委員会の議事は書記によって記録され病院の記録に残す。

(2) 委員会は原則年1回定期的に開催する。

## (部会)

### 第6条

(1) 委員会には、必要な事項を調査・検討等するため、部会等を設置することができる。

(2) 部会等の構成員は、病院職員の中から委員長が指名する。

(3) 部会等は、必要に応じて委員長が召集する。

(4) 委員長は、部会等で調査検討等した事項は、委員会に報告する。

(5) 部会等において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(院長からの指示等)

第7条 委員長は、院長からの諮問事項等についての調査審議結果を院長に報告し、その指示等を仰ぐものとする。

(三役会での承認等)

第8条 委員長は、委員会での調査審議結果を三役会に報告し、その承認を得るものとする。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。